国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成22年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲　山　恭　彦

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部を改正する要項

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項（平成16年4月1日制定）の一部について，別紙のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学債権管理事務要項の一部改正について

改正理由：大学連携研究設備ネットワークへの加入等に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （相殺） 第９条　債権者と債務者が同一の場合には，出納命令役は，次の各号のいずれかに該当する場合に限り，債権と債務を相殺することができる。この場合において，相殺後の債権又は債務の残余については，この要項に基づき請求又は支払の手続を行うものとする。 (1)　図書館の文献複写料について，ILL システム（国立情報学研究所が実施する目録・所在情報サービスにおいて図書館間で図書資料の貸借業務及び文献複写の受付・依頼業務を行う相互貸借システム）を利用して国立情報学研究所が実施する ILL 文献複写料等料金相殺サービスに加盟する各機関との相殺を行う場合 (2)　大学連携研究設備ネットワーク（研究設備の相互利用・共同利用に賛同する国立大学法人及び大学共同利用機関法人が連携して組織するネットワーク）に登録されている研究設備の利用料について，同ネットワークの利用に係る承認を受けた各機関との相殺を行う場合 (3)　本学の役員及び職員に対する給与の支払いと返還金を相殺する場合 (4)　その他学長が必要と認めた場合 〔省略〕 附　則 この要項は，平成22年４月１日から施行する。	〔省略〕 （相殺） 第９条　出納命令役は，特に必要と認める場合には，債務者から徴収すべき金額とその者に支払うべき金額を相殺する契約を締結することができる。 〔省略〕